

那覇地方法務局を利用される方へ

那覇地方法務局の本局及び管内支局・出張所に来庁される方は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、次の事項を遵守してください。

- ①マスクの着用
- ②入室時の手の消毒
- ③他の来庁者との距離の保持（約1メートル以上）
- ④早期の退庁

那覇地方法務局では、人と人との接触を極力減らすため、利用者が直接来庁されることは、可能な限り控えていただき、各業務は、次の方法により御利用いただくことを推奨していますので、御協力をお願いいたします。

- ①オンラインの利用
- ②電話の利用
- ③郵送の利用

なお、オンライン等による各業務の取扱いは、以下のとおりです。

御不明な点については、来庁せずに、担当部署へ電話により問い合わせいただけますようお願いいたします。

●不動産登記関係

1. 登記申請手続

オンラインによる申請，郵送による申請

<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/minji79.html>

2. 登記事項証明書

郵送申請，かんたんオンライン申請

http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/category_00002.html

<http://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/>

3. 登記手続案内

現在、予約制の電話による手続案内のみ行っています。

●商業・法人登記関係

1. オンラインによる申請，郵送による申請

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji69.html>

2. 登記事項証明書，印鑑証明書

郵送申請，かんたんオンライン申請

http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-2.html

<http://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/>

3. 電子証明書請求手続

郵送申請

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/ELECTRON/13-1.html>

4. 印鑑変更（改印）届出

郵送申請

http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-2.html

5. 印鑑カード交付・廃止届出

郵送

http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-2.html

6. 登記手続案内

現在，予約制の電話による手続案内のみ行っています。

●戸籍関係

1. 成年後見登記における証明書

東京法務局民事行政部後見登録課へ郵送にて請求していただくようお願いいたします。

〒102-8226

東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

東京法務局民事行政部後見登録課

TEL 03-5213-1360

http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/category_00006.html

2. 届書の記載事項証明書

郵送にて請求していただくようお願いいたします。

<http://houmukyoku.moj.go.jp/naha/page000146.html>

●国籍関係

国籍相談や帰化申請，国籍関係の届出等については，現在，新型コロナウイルス感染症の感染予防・拡大防止の措置を行った上で対応しています。

御不明なことがありましたら，法務局にお電話によりお問合せいただきますようお願いいたします。

http://houmukyoku.moj.go.jp/naha/page000001_00071.pdf

●供託関係

供託の手続きについて御不明なことがございましたら，法務局にお電話によりお問合せいただきますようお願いいたします。

供託のよくある御質問，オンラインによる申請など

http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/goannai_index_kyoutaku.html

●人権関係

可能な限り面談による相談は御遠慮いただき，電話やメールでの相談に御協力をお願いいたします。

http://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html